

鬼北町人事行政の運営等の状況について

鬼北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鬼北町条例第193号）の規定に基づき、平成27年度における鬼北町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

鬼北町長 甲 岡 秀 文

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	採 用	退 職			職員数	
		定 年	定年前	計	H27.4.1	H28.4.1
一般行政職	9	3	5	8	142	143
技能労務職	0	0	0	0	5	5
医 療 職	3	0	2	2	22	23
合 計	12	3	7	10	169	171

(注) 採用・退職は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの人数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	30	32	2	部門間の業務移管及び兼務課長の専任課長配置による増
		税 務	9	9	0	
		民 生	44	43	△ 1	保育士退職に伴う減
		衛 生	12	12	0	
		農林水産	11	10	△ 1	農業土木業務移管による減
		商 工	4	4	0	
		土 木	8	7	△ 1	専任課長を兼務課長で配置したことによる減
	計	120	119	△ 1		
	教育部門	20	22	2	国体専任課長の配置及び学芸員配置による増	
小 計	140	141	1			
公営企業等	病 院	12	13	1	診療所医師確保による増	
	水 道	5	5	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	10	10	0		
	小 計	29	30	1		
合 計		169	171	2		
		[227]	[227]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長は除く。）です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	9人	12人	21人	14人	19人	28人	22人	18人	18人	2人	171人
構成比	0.6%	4.1%	5.3%	7.0%	12.3%	8.2%	11.1%	16.4%	12.9%	10.5%	10.5%	1.2%	100.0%

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 27年度末	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
年度	28.3.31	千円	千円	千円	%	%
27	10,946人	7,533,017	376,048	1,249,825	16.6	17.2

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
27	141	501,830	73,433	193,102	768,365	5,449

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	43.1 歳	311,732 円	372,379 円	335,564 円
愛媛県	44.9 歳	346,626 円	441,040 円	379,445 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.6 歳	305,791 円	360,437 円	329,664 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	51.4 歳	310,750 円	332,510 円	325,450 円
愛媛県	50.7 歳	331,991 円	369,358 円	348,722 円
国	50.2 歳	289,141 円	—	328,318 円
類似団体	50.8 歳	290,907 円	309,966 円	300,363 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

② 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		鬼北町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	177,318 円	180,730 円	176,700 円
	高 校 卒	145,106 円	147,313 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	140,099 円	140,099 円	—
	中 学 卒	—	124,432 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	266,078 円	291,190 円	338,592 円
	高 校 卒	215,351 円	260,006 円	300,720 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	6	6.3
2 級	主 査	12	12.5
3 級	係長・主任	34	35.4
4 級	課長補佐・係長	27	28.1
5 級	課長・課長補佐	11	11.5
6 級	課 長	6	6.3
	合 計	96	100.0

- (注) 1 鬼北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,384 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,581 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成28年4月1日現在）

鬼 北 町			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2%～20%加算	定年前早期退職特例措置		2%～20%加算
1人当たり平均支給額		勸奨・定年	1人当たり平均支給額		勸奨・定年
平成27年度		21,389 千円	平成27年度		23,107 千円

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	8,681 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	469,249 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	11.5 %		
手当の種類（手当数）	7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事	保健福祉課・環境保全課職員	感染症菌の処理業務	日額1,000円
研究手当	医師（診療所）	病理生理学の研究事務	月額500,000円の範囲内
	医師（北宇和病院）		
緊急往診業務等手当	医師（診療所）	執務時間以外の緊急往診業務	月額100,000円
レントゲン技術従事手当	看護師	レントゲン作業従事	月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師	病理細菌取扱業務	月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員	野犬等処理業務	死体処理等1件300円
行路死人処理手当	保健福祉課職員	行路死人の死体処理	1体3,000円

④ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	30,937 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	247 千円
支給実績（平成26年度決算）	31,375 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	247 千円

⑤ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	—	千円 16,833	円 222,960
	配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円				
	配偶者がいない場合は1人のみ 11,000円				
	満16歳から満22歳の子の加算 5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給(月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円	同	—	千円 5,024	円 251,209
通勤手当	交通機関等利用者で片道2km以上 支給限度額 55,000円 自動車等使用者で片道2km以上 通勤距離に応じて2,500円～47,200円	異	国は60km未満で2,000円～24,500円	千円 9,223	円 89,116
日直手当	勤務1回につき 4,200円	同	—	千円 1,029	円 7,795
管理職手当	診療所長 79,500円	同	—	千円 16,251	円 457,775
	課長級 42,900円～52,400円				
	課長補佐級 31,500円				
初任給調整手当	欠員の補充が困難であると認められる医師に新たに採用された職員 支給限度額 412,200円	同	—	千円 4,801	円 4,801,200
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が緊急時等に休日等に勤務した場合 1種から3種の職員で6,000円～10,000円	同	—	千円 0	円 0

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

給料	区 分	給料月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
報 酬	町 長	731,000 円	855,000 円 ～ 507,500 円
	副 町 長	584,000 円	680,000 円 ～ 404,600 円
	議 長	240,000 円	408,000 円 ～ 218,000 円
報 酬	副 議 長	188,000 円	340,000 円 ～ 174,000 円
	議 員	173,000 円	320,000 円 ～ 155,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成27年度支給割合)	
	副 町 長	3.15 月分	
期 末 手 当	議 長	(平成27年度支給割合)	
	副 議 長	3.15 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	1ヶ月につき100分の46	16,140,480円 退職の翌月
	備 考	1ヶ月につき100分の27	7,568,640円 退職の翌月

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
27	340,693	56,373	27,053	7.9	8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
27	4	16,830	1,479	3,877	22,186	5,546

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
鬼北町	45.0 歳	350,633 円	462,220 円

- (注) ① 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
② 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(27年度)	969 千円
支給割合及び加算措置の状況は、 一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	255 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	127 千円
支給実績(平成26年度決算)	149 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	74 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内 容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		653 千円	217,000 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		348 千円	116,000 円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同		635 千円	317,700 円

② 病院事業
 ア 職員給与費の状況
 あ 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
27	1,000,064	△ 20,731	70,853	7.1	6.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
27	5	27,204	33,154	10,495	70,853	14,171

(注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	45.3 歳	470,461 円	1,175,642 円

(注) ① 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
 ② 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(27年度)	2,099 千円
支給割合及び加算措置の状況は、 一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 千円
支給実績(平成26年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	0 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		1,149 千円	229,800 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		264 千円	264,000 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		0 千円	0 円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同		378 千円	378,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	60分	土・日曜日

- (注) 1 所属所によっては、始業、終業、週休日等が上記と異なる場合があります。
2 町民課窓口については、交替で休憩しています。

(2) 休暇

ア 休暇の種類

種類		休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇で、希望する時期に理由を問われることなく取れる。	・一暦年につき20日 (20日以内の繰越有り)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合の休暇	・公務災害、通勤災害の場合は、必要と認められる期間 ・結核性疾患は1年、その他の負傷又は疾病は90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇で、勤務しないことがやむを得ないと認められ、かつ条例等で規定されていること。	(主な休暇と期間) ・産前休暇：8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合に、出産日までの申し出た期間 ・産後休暇：出産日の翌日から8週間 ・忌引：親族が死亡した場合は、7日以内の期間 ・その他、選挙権の行使、結婚、ボランティア活動に参加する場合等がある。
無給休暇	介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内において必要と認められる期間

イ 年次有給休暇の取得状況（各年1月1日～各年12月31日）

	平均取得日数	取得率
平成27年	8.6日	22.1%
平成26年	9.1日	23.1%

(3) 育児休業等

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、鬼北町職員の育児休業等に関する条例を制定しています。

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として職務に従事しないことを可能とする制度です。

なお、育児休業期間は無給、部分休業期間の給与は減額となります。

育児休業等の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区 分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	0人	3人	3人
うち新規取得者数	0人	3人	3人
育児部分休業取得者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が職務を十分に果たし得ない場合に、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保を目的としてなされる不利益処分で、重いものから、免職、降任および休職があります。

平成27年度における分限処分は0件です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問うことで規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としてなされる処分で、重いものから、免職、停職、減給および戒告があります。

平成27年度における懲戒処分の内訳は0件です。

5 職員のサービスの状況

(1) サービスとは

サービスとは、組織の中で守るべき基本的義務のことで、サービス規律は、国、地方公共団体、民間企業を問わず、ほとんどの組織で設けられています。

公務員は、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、また、地方公務員法第30条が「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、その立場や職務の特殊性から、勤務時間外あるいは職場外における規制や退職後にも及ぶ規制など、民間企業にはみられないような特別な規制が法律によって課せられています。

サービスの具体的内容は、地方公務員法で次のようなものが定められています。

① サービスの宣誓	第31条
② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	第32条
③ 信用失墜行為の禁止	第33条
④ 秘密を守る義務	第34条
⑤ 職務に専念する義務	第35条
⑥ 政治的行為の制限	第36条
⑦ 争議行為等の禁止	第37条
⑧ 営利企業等の従事制限	第38条

(2) 鬼北町の状況（平成27年度）

職員に対して、「交通ルールの遵守」、「適正な綱紀粛正の取組」、「年末年始におけるサービス規律の確保」等を通知し、公務員として責任ある行動を取るよう周知徹底しました。

また、補助金など公金の取り扱いについても、住民の信頼を損ねることのない適正な取り扱いをすることなど、サービス規律の確保について周知徹底しました。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

鬼北町では、全体の奉仕者としてふさわしい人格教養と職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるため、鬼北町職員研修規則に基づき研修を実施しています。

(1) 研修の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区 分	研 修 名 称	参加人数等
基本研修	所属する上部機関等による研修	
一般研修	新地方公会計整備に係る公共施設等データ入力作業説明会	118人
	えひめ国体説明会	144人
	パワハラ・セクハラについて	27人
	例規システムを使った条例改正等のしくみ	39人
	ストレスチェック後の取組・職場復帰支援について	44人
	DVを発見した場合の対応について	42人
	窓口における障害のある人への対応について	34人
専門研修	新規採用職員研修会	6人
	新規採用臨時採用職員研修会	20人
	採用予定者事前研修会	10人
派遣研修	フレッシュセミナー	2人
	新規採用職員研修会	5人
	初級採用職員研修会	2人
	中級職員研修会	1人
	課題解決創造力・実践力向上講座	1人
	接遇指導者養成講座	1人
	臨時職員研修会	1人
	財務運営実務講座	1人
	クレーム対応講座	5人
	全国自治体政策研究会大会	1人
	ステージアップ講座（法制執務講座）	2人
	係長級研修	3人
	課長級研修	1人
	県・市町中堅職員研修	1人
	ステージアップ研修（マネジメント能力講座）	1人
市町村アカデミーでの研修	4人	
職場研修	職場内研修	全職員

(2) 勤務成績の評定の状況

鬼北町では、鬼北町職員勤務成績評定要綱に基づき定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

評定は、評定を受ける職員が所属する課等の管理職（評定を受ける職員が課長級のときは副町長）が評定者として、勤務成績、能力、適性について評定し、副町長が調整をして、任命権者が確認をします。評定結果は、勤勉手当への反映、昇任・昇格等及び指導研修等に活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担金の状況（全会計）

職員の心身の健康保持及び公務能率を増進させるための福利厚生制度には、病気・負傷などの短期給付と退職後の生活安定を図る長期給付等があります。

区 分	平成27年度決算
愛媛県市町村職員共済組合負担金	209,356千円
愛媛県市町村互助会負担金	1,249千円
法定検診の受診者	57人
人間ドック等の受診者	105人

(2) 公務災害、通勤災害の状況（全会計）

公務において職員が傷病を負ったり死亡した場合に補償される制度です。

区 分	平成27年度決算
公務災害補償基金負担金	905千円
公務災害の認定件数	0件
通勤災害の認定件数	0件

(3) 安全衛生について

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため衛生委員会を設置しています。衛生委員会の構成は、衛生管理者と各課等から選出した委員の合計14名です。

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

平成27年度の措置要求件数 0件

(5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、愛媛県人事委員会に対して、不服申し立てをすることができることとされています。

平成27年度の不服申し立て件数 0件